

生 教 給 第 45 号

(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業アドバイザー業務に係る公募型プロポーザルの実施について (公告)

平成28年 7月 5日

生駒市長 小紫 雅史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業アドバイザー業務

2 業務内容及び提出書類

別添「(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業アドバイザー業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日から平成30年1月31日まで

4 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 本市に物品・委託業務業者登録申請書を提出し、平成28年度物品・委託業務の一般競争(指名競争)入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿で、取扱希望品目分類表のH(委託業)ク(調査・分析)に登録のある者。
- (2) 単独企業であること。協同企業体での参加は認めない。
- (3) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 平成23年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した学校給食センター整備運営事業に係るアドバイザー業務、または同事業に係る類似業務の受託実績があること。

なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとするが、再委託による実績は応募する業者の実績に含めないこと。

5 提出期限 平成28年7月25日(月) 17時00分まで(必着)